

# アメリカでの不動産投資 日本居住者にも申告義務

## ヨアラ社長の 夢の街マイアミ 不動産投資事情

日本の居住者であっても日本人がアメリカで不動産投資をして利益が出た場合、アメリカ国内で税務申告をしなければならない。アメリカでの税務申告は「タックスリターン」と呼ばれている。

その名前が意味するように税務上の知識を元に正しく申告をして税金の還付を受けましょうという趣旨である。

日頃、顧問としてお世話になつてゐるマイアミの会計事務所で税務署が発行したカレンダーを見せてもらつたことがあるが、そこには、はつきりと税金の還付を受けましようというスローガンがデカデカと書いてあつた。日本の税務署と比較してその感覚の違いに驚くばかりだ。

個人の申告期限は毎年4月15日まで。法人も日本のように決算月を自由に決められるわけではなく、12月末が会計年度となり、申告期限は4月15日である。したがつて会計事務所は2月から4月の中旬までは業務が集中することになり、その時期は事務所に泊まり込みで処理する会計士さんもいるほどである。申告を延期す



L L C を使い共同投資で購入した物件

(小原隆造)  
隔週掲載

## 税務署がカレンダーで還付をアピール

ることも可能で、延期をする場合は法人の申告は9月15日まで、個人の申告は10月15日まで延長することができる。もちろん、その場合は延期の申請書を期日までに提出する必要がある。

個人の確定申告で申告金額によつては日本の予定納税のよくな制度があり、算出された金額を予め納税する義務が発生するケースもある。

また日本では法人の繰越損失は9年に延長されたが、アメ

リカの場合は期限がなく一日発生した赤字は長期にわたつて計上できる。

法人の場合、IncでもSLCであつても税務申告以外にアニュアルタックスという税金を年に一度支払わなければならぬ。これを怠るとペナルティが課せられ、納税を怠つたまま放置をし続けると法人組織は消滅してしまう。この支払いは基本的にウェブ上で行う必要がありクレジットカードなどで決済することができる。

一度、個人で申告をすると日本居住者であつてもW7という書式を申請することで納税番号を取得することができる。

したがつていったん個人名義で不動産を購入し、賃貸での運用益を申告して納税番号を取得。その納税番号を元にSLCを設立して不動産名義を個人からその設立したSLCに移転する。

前号では日本居住者单独ではSLCを設立できないと説明したが、不動産投資が年をまたぎ税務申告をすることによって単独でSLCの設立をすることができ、名義をSLCに書き換えるといつプロセスを踏むことによつて最終的には訴訟リスクの回避を実現することができる。